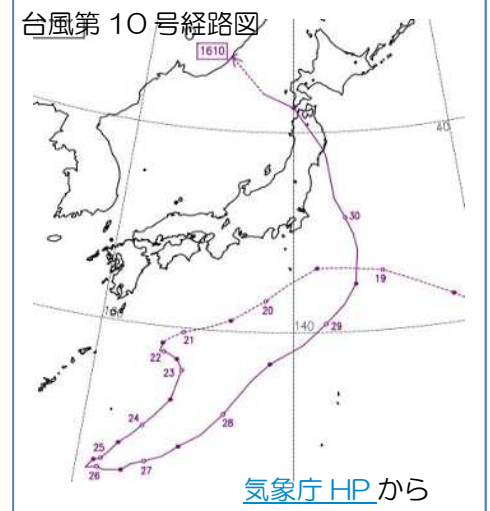


自助・・・自らの命は自ら守る！

近年の地震や豪雨災害では、昨年8月の台風第10号による岩手県岩泉町の高齢者施設での被害など、避難に何らかの支援を必要とする高齢者などが犠牲となる割合が高く、その対策は課題となっています。



国土地理院 HP から



下呂市では、災害対策基本法の改正に伴う国の「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」に基づき、[避難行動要支援者名簿](#)を作成しています。名簿の対象となる方は、

- ア 要介護認定3～5を受けている方
 - イ 身体障害者手帳1・2級を所持する方
 - ウ 療育手帳重度（A、A1、A2）を所持する方
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方
 - オ 市の障がいサービスを受けている難病患者
 - カ 75歳以上の独居及び高齢者のみ世帯の方
 - キ 上記以外で市長が支援を必要と認めた方
- としています。



ただし、[避難行動要支援者名簿情報提供同意書を提出し、受理された方のみが名簿に登録](#)され、個人情報保護を徹底した上で、避難支援等関係者（区長さんや民生委員児童委員さんなど）に名簿が提供されます。

避難支援等関係者は、避難開始の目安となる「**避難準備・高齢者等避難開始**」が発令されると、要支援者の円滑な避難支援のための情報伝達、安否確認、避難の支援を実施します。こうしたことから、名簿対象者はア～カのように各種手帳の所持者などとなっていますが、キにあるとおり「上記以外で市長が支援を必要と認めた方」という項目がありますので、避難行動に不安がある方は、積極的に登録をしましょう。

※避難準備・高齢者等避難開始

平成28年の台風第10号による岩手県岩泉町の高齢者施設での9名の方が亡くなる被災を受け、従来の「避難準備情報」を改め、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするため、「**避難準備・高齢者等避難開始**」に名称変更されました。

また、「避難指示」も「**避難指示（緊急）**」となりました。

次回は、非常持出品についてお知らせいたします。